

医療法人部会の審議状況について

	第 108 回	第 109 回	第 110 回
日時	平成 24 年 9 月 10 日 (月) 午後 3 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	平成 24 年 12 月 10 日 (月) 午後 3 時から 午後 4 時 10 分まで	平成 25 年 3 月 8 日 (金) 午後 2 時 30 分から 午後 4 時 10 分まで
場所	愛知県自治センター 共用会議室 C	愛知県自治センター 共用会議室 C	愛知県西庁舎 健康福祉部共用会議室
出席者	委員 5 名 (委員総数 5 名)	委員 5 名 (委員総数 5 名)	委員 5 名 (委員総数 5 名)
議 題	<p>○医療法人の設立について 申請件数 13 件 ・診療所を開設するもの 13 件 (医科 8 件、歯科 5 件)</p> <p>《審議結果》 諮問された事案については、認可が適当であるとされた。</p>	<p>○医療法人の設立について 申請件数 15 件 ・診療所を開設するもの 15 件 (医科 8 件、歯科 7 件)</p> <p>《審議結果》 諮問された事案については、認可が適当であるとされた。</p>	<p>○社会医療法人の認定について 申請件数 1 件 《審議結果》 諮問された事案については、認可が適当であるとされた。</p> <p>○医療法人の設立について 申請件数 20 件 ・診療所を開設するもの 20 件 (医科 12 件、歯科 8 件)</p> <p>《審議結果》 諮問された事案については、認可が適当であるとされた。</p>
報 告 事 項	○医療法人数等の現況について	○医療法人数等の現況について	○医療法人数等の現況について

医療法人数一覧（平成25年3月25日現在）

年度	区分	病院・医科			歯科			計				
		社 団		財団	社 団		財団	社 団			財団	総計
		経過措置型	基金拋出型		経過措置型	基金拋出型		経過措置型	基金拋出型	社団小計		
21	設立	0	25	0	0	6	0	0	31	31	0	31
	解散	△ 1	0	0	0	0	0	△ 1	0	△ 1	0	△ 1
	転入	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	法人計	1,418	52	9	280	8	0	1,698	60	1,758	9	1,767
22	設立	0	44	0	0	16	0	0	60	60	0	60
	解散	△ 9	0	0	△ 1	0	0	△ 10	0	△ 10	0	△ 10
	転入	1	0	0	1	0	0	2	0	2	0	2
	転出	△ 1	0	0	0	0	0	△ 1	0	△ 1	0	△ 1
法人計	1,409	96	9	280	24	0	1,689	120	1,809	9	1,818	
23	設立	0	37	0	0	4	0	0	41	41	0	41
	解散	△ 7	0	0	0	0	0	△ 7	0	△ 7	0	△ 7
	転入	3	0	0	1	0	0	4	0	4	0	4
	転出	△ 1	0	0	△ 1	0	0	△ 2	0	△ 2	0	△ 2
法人計	1,404	133	9	280	28	0	1,684	161	1,845	9	1,854	
24	設立	0	35	0	0	25	0	0	60	60	0	60
	解散	△ 6	0	0	△ 2	0	0	△ 8	0	△ 8	0	△ 8
	転入	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1
	転出	△ 4	0	0	△ 1	0	0	△ 5	0	△ 5	0	△ 5
法人現計	1,394	168	9	278	53	0	1,672	221	1,893	9	1,902	

区 分	病院・医科			歯科			計				
	社 団		財団	社 団		財団	社 団			財団	総計
	経過措置型	基金拋出型		経過措置型	基金拋出型		経過措置型	基金拋出型	社団小計		
特定医療法人 (再 掲)	15	0	2	0	0	0	15	0	15	2	17
社会医療法人 (再 掲)	4	0	3	0	0	0	4	0	4	3	7

※ 「解散」は、合併認可及び破産手続開始通知書によるものを含む。

※ 国にない、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」の施行(平成19年4月1日)以降、新規に設立された法人は「基金拋出型」に、経過措置として存続が認められた既存の出資型法人は「経過措置型」として、それぞれ整理した。